【類型図】

給付または事業	種別①		種別②	種別③	認可 基準	確認	支給 認定
	教育・ 保育 付	施設型給付	幼稚園 (※1) <i>(定員) 定めなし</i>	_	都	市	市
			保育所 (定員) 20 人以上	_			
				幼保連携型			
			認定こども園	保育所型			
			(定員) 20 人以上	幼稚園型			
				地方裁量型			
子ども・子育て 支援給付			家庭的保育事業 (定員)5人以下	_			
			小規模保育事業	A型			
			(定員) 6~19人	B型			
		地域型保育 給付	小規模保育事業 (定員) 6~10人(經體[5人)	C型	市		
			居宅訪問型事業	_			
			事業所内保育事業 (※2) <i>(定員) 定めなし</i>	_			
	○利用者支援事業(新規)		○地域子育で	 支援拠,	 点事業		
	〇一時預かり			(子育て支援センター)			
	○延長保育事業			○妊婦健診			
	○病児・病後児保育事業			○乳児家庭全戸訪問(こんにちは			
地域子ども・子	○実費徴	ぬ収に係る補足	給付を行う事業 (新規)	赤ちゃん)事業			
育て支援事業	○多様な主体が本制度に参入することを促進するため			○養育支援訪問事業			
(全13事業)	の事業(新規)			その他要支援児童、要保護児童			
				等の支援に資する事業			
				○子育て短期	支援事業		
				○ファミリー・サポート・センター事業			
				○放課後児童	クラブ		

¹ 幼稚園は、別段の申出をして、制度に入らず、これまでと同じ運営を継続することも可能(私学助成等を受ける)。

^{※2} 事業所内保育は、地域の子どもを受入れる場合に限り、地域型保育給付の対象となる。

運営基準条例の概要

(1) 条例制定の背景

<各施設・事業者が子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付の支給を受けるまでの流れ>

①各施設・事業の『認可』を受ける

○幼稚園(別段の申出をして、給付の制度に入らず、これまでと同じ運営を継続するこ						
とも可能(私学	・助成等を受ける))	学校教育法に基づく認可(都)					
	○幼稚園						
施設型保	○保育所	児童福祉法に基づく認可(都)					
育事業	○認定こども園(幼保連携型・幼稚園型・保育園型・地方裁量型)	認定こども園法に基づく認可(都)					
	○家庭的保育事業						
地域型保	○小規模保育事業	地域型保育事業の設備及び運営に					
育事業	○居宅訪問型保育事業	関する基準(認可基準)(市)					
	○事業所内保育事業(地域枠を設ける事業所に限る)						



⇒※市で認可基準に関する条例を定める。

②認可された施設・事業が教育・保育給付の対象となるための運営基準を満たすか市から『確認』を受ける

	○幼稚園	
施設型保育事	○保育所	
業	○認定こども園(幼保連携型・幼稚園型・保育園	特定教育・保育施設
	型・地方裁量型)	一 及び
地域型保育事業	○家庭的保育事業	特定地域型保育事業の運営に関
	○小規模保育事業	する基準(運営基準)(市)
	○居宅訪問型保育事業	, 3 金牛 (建音
	○事業所内保育事業(地域枠を設ける事業所に限	
	る)	



⇒※市で運営基準に関する条例を定める。

③教育・保育給付(施設型及び地域型保育給付等)を受給することができる。

※新制度の施行の際に存在する認定こども園、幼稚園、保育所は、施設型給付を受ける確認があったものとみなされる(みなし確認)が、これらの施設に対しても、1号、2号、3号の認定区分に応じた利用定員を設定する必要がある。